

SAGA2024国民スポーツ大会
神 埼 市 実 行 委 員 会
第3回常任委員会

議案書

**SAGA
2024**

国 スポ ・ 全 障 スポ

新しい大会へ。

すべての人に、スポーツのチカラを。

日時:令和5年4月12日(水)15時15分～

場所:神崎市役所2階共用会議室

SAGA2024国民スポーツ大会神崎市実行委員会

第3回常任委員会

日時：令和5年4月12日（水）15時15分～

場所：神崎市役所2階共用会議室

— 次第 —

1 開会

2 常任委員長あいさつ

3 競技会会期・会場実施種別の変更

4 報告事項

【報告事項1】 識別用品整備要項

【報告事項2】 保険加入要項

【報告事項3】 歓迎装飾実施要項

【報告事項4】 売店設置運営要項

【報告事項5】 案内所・休憩所設置要項

【報告事項6】 遺失物・拾得物取扱要項

【報告事項7】 弁当調達要項

【報告事項8】 弁当調製施設選考基準

【報告事項9】 医療救護対策要領

【報告事項10】 防疫対策要領

【報告事項11】 食品衛生対策要領

【報告事項12】 環境衛生対策要領

【報告事項13】 輸送・交通業務実施要項

【報告事項14】 消防防災・警備実施要項

5 その他

6 閉会

競技会会期・会場実施種別の変更について

円滑な競技運営のため、ハンドボール競技の競技会会期・会場実施種別を変更しました。

(令和4年12月9日開催の(公財)日本スポーツ協会国体委員会で決定)

(変更前) ハンドボール競技

種別	競技会場	10/10 (木)	10/11 (金)	10/12 (土)	10/13 (日)	10/14 (月)
成年男子 少年男子	神埼中央公園体育館	●	●	●	●	●
成年男子 成年女子	佐賀県立神埼高等学校体育館	●	●			
少年女子 少年男子	トヨタ紡織九州クレインアリーナ	●	●	●		



(変更後) ハンドボール競技

種別	競技会場	10/10 (木)	10/11 (金)	10/12 (土)	10/13 (日)	10/14 (月)
成年男子 少年男子	神埼中央公園体育館	●	●	●	●	●
少年女子 成年女子	佐賀県立神埼高等学校体育館	●	●	●		
成年男子 少年男子	トヨタ紡織九州クレインアリーナ	●	●			

報告事項

SAGA2024 神崎市識別用品整備要項

1 目的

この要項は、本市で開催される第78回国民スポーツ大会「SAGA2024」（以下「大会」という。）の円滑な運営を図るため、大会運営に従事する者（以下「従事者」という。）の識別用品の整備について、必要な事項を定める。

2 整備品目

SAGA2024 国民スポーツ大会神崎市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が、識別用品として整備する品目は、原則として次のとおりとする。

- (1) IDカード（カードケースを含む。）
- (2) 服飾品
- (3) その他実行委員会が必要と認めるもの

3 配付対象者

識別用品の配付対象者は、原則として次のとおりとする。

- (1) 大会役員、来賓
- (2) 競技役員
- (3) 競技補助員
- (4) 競技会係員
- (5) 競技会補助員
- (6) 選手、監督、大会関係者等
- (7) 視察員、報道員等
- (8) その他実行委員会が必要と認める者

4 識別用品のデザイン

識別用品のデザインは、実行委員会が指定するものとする。

5 識別用品の着用

配付対象者は、大会期間中、原則として実行委員会が整備する識別用品を着用することとする。

6 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、識別用品に関して必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における識別用品についても、必要に応じて、この要項を準用する。

附則

この要項は、令和5年2月14日から施行する。

S A G A 2 0 2 4 神 埼 市 保 険 加 入 要 項

1 趣 旨

この要項は、本市で開催される第78回国民スポーツ大会「S A G A 2 0 2 4」（以下「大会」という。）における準備及び大会開催期間中（以下「大会期間中」という。）に大会関係者や第三者に発生した事故等に備え加入する保険について、必要な事項を定める。

2 契 約

S A G A 2 0 2 4 国民スポーツ大会神崎市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、損害保険会社（以下「保険会社」という。）と保険契約を締結する。

3 保 険 内 容

実行委員会は、必要に応じて、損害賠償責任保険及び傷害保険に加入するものとし、保険の対象となる事故は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 損害賠償責任事故

大会期間中に第三者に対して損害を与え、かつ被害者から損害賠償を求められ、法律上の損害賠償責任を負う事故をいい、損害の種類により次に掲げるものに分類する。

ア 施設賠償事故

競技会場、練習会場、案内所等及び会場内外に設置する看板や仮設物等、実行委員会が所有又は管理運営するものの不備並びに運営上の過失から生じた事故に起因して、第三者の生命、身体及び所有物に損害を与え、損害賠償責任を負う事故をいう。

イ 医師等賠償事故

実行委員会が管理運営する救護所等での医療行為及び看護業務等に起因して、第三者の生命及び身体に損害を与え、損害賠償責任を負う事故をいう。

ウ 生産物賠償事故

実行委員会が提供した飲食物に起因して、第三者の生命及び身体に損害を与え、損害賠償責任を負う事故をいう。

エ 受託者賠償事故

大会期間中に実行委員会が借り受け、又は預かった第三者の財物を損壊させたことにより、損害賠償責任を負う事故をいう。

(2) 傷害事故

大会役員、競技会役員、競技役員、競技補助員、競技会補助員、医師及び看護師が大会期間中に従事しているとき又は当該業務に従事するため自宅若しくは宿泊所を出てから帰宅するまでの往復途上において発生した偶発事故により、生命及び身体に生じた事故をいう。

4 補償金額

補償金額は、加入保険に規定された範囲内により対応する。

5 適用除外

前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事故については、保険の対象としない。

(1) 損害賠償責任事故

- ア 故意による事故
- イ 地震、台風等の天災による事故
- ウ その他保険約款上に定めのあるもの

(2) 傷害事故

- ア 保険対象者の故意による事故
- イ 地震、台風等の天災による事故
- ウ 保険対象者の疾病、心神喪失による事故
- エ 保険対象者の自殺、犯罪行為による事故
- オ その他保険約款上に定めのあるもの

6 事故報告

- (1) 大会期間中に事故が発生したときは、競技会係員等は速やかに実行委員会に事故報告書（第1号様式）を提出するものとする。
- (2) 実行委員会は、前項の報告を受理した場合は、速やかにその旨を保険会社に連絡し、所定の手続きを行う。

7 その他

- (1) この要項に定めのない事項は、当該契約に係る賠償責任保険普通保険約款、傷害保険普通保険約款、特別約款及び特約条項の定めるところによる。
- (2) この要項に定めるもののほか、保険に関して必要な事項は別に定める。
- (3) 競技別リハーサル大会における保険加入についても、必要に応じて、この要項を準用する。

附 則

この要項は、令和5年2月14日から施行する。

様式第1号

事故報告書

年 月 日

SAGA2024国民スポーツ大会
神崎市実行委員会 会長 様

報告者 所属： _____

氏名： _____

事故発生日時	令和 年 月 日 () 時 分頃
事故発生場所	
事故発生状況 (できるだけ詳しく)	
負傷者	住所
	氏名 (年齢： 歳 男・女)
	電話
医療機関	住所
	名称 (電話)
	担当医師
傷害内容	傷病名
	症状・程度など

SAGA2024 神崎市歓迎装飾実施要項

1 趣旨

この要項は、「SAGA2024 神崎市観光・おもてなし基本計画」に基づき、本市で開催する第78回国民スポーツ大会「SAGA2024」(以下「大会」という。)において、選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者並びに一般観覧者を歓迎するとともに、開催の機運醸成等を図るため、歓迎装飾について、必要な事項を定める。

2 内容

SAGA2024 国民スポーツ大会神崎市実行委員会は、関係機関等の協力のもと、次のとおり歓迎装飾を実施する。

(1) 装飾場所

競技会場、主要駅、競技会場の周辺道路及びその他必要と認められる場所(以下「会場等」という。)に設置し、法令等による許可等が必要な場合は、当該法令の定めるところにより所要の手続きを行う。

(2) 装飾内容

会場等の施設の規模・環境等に応じて、看板、横断幕、のぼり等の装飾を実施する。

(3) 装飾期間

歓迎装飾の実施期間は、会場等の施設管理者等と協議のうえ、装飾ごとに適切な期間を定める。

3 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、歓迎装飾に関して必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における歓迎装飾についても、必要に応じて、この要項を準用する。

附則

この要項は、令和5年2月14日から施行する。

S A G A 2 0 2 4 神 埼 市 売 店 設 置 運 営 要 項

1 趣 旨

この要項は、「S A G A 2 0 2 4 神 埼 市 観 光 ・ お も て な し 基 本 計 画」に基づき、本市で開催する第78回国民スポーツ大会「S A G A 2 0 2 4」(以下「大会」という。)において、S A G A 2 0 2 4 国民スポーツ大会神崎市実行委員会(以下「実行委員会」という。)が設置する売店の設置及び運営について、必要な事項を定める。

2 設 置 場 所 及 び 期 間

売店の設置場所及び期間は、次のとおりとし、原則として、設置期間中の途中開設、閉設は認めないものとする。

第78回国民スポーツ大会「S A G A 2 0 2 4」(本大会)		
競技	会場	期間
剣道	神埼中央公園体育館	2024年9月28日(土)～30日(月)
ハンドボール	神埼中央公園体育館	2024年10月10日(木)～14日(月)
	神埼高等学校体育館	2024年10月10日(木)～12日(土)
	トヨタ紡織九州 クレインアリーナ	2024年10月10日(木)～11日(金)

なお、次の競技別リハーサル大会において、売店出店の募集・設置をすることとなった場合は、必要に応じて、本要項の規定を準用するものとする。

競技別リハーサル大会		
競技	会場	期間
ハンドボール	神埼中央公園体育館	2023年8月9日(水)～12日(土)
	神埼高等学校体育館	2023年8月9日(木)

3 開 設 時 間

原則として、競技開始1時間前から競技終了後30分までとする。ただし、実行委員会は、必要に応じてこれを変更することができる。

4 出 店 数 、 位 置 及 び 規 模

出店数及び位置は、競技会場の規模等の実情を踏まえ、実行委員会が決定し、出店規模は1店舗あたり1ブース約20㎡とする。ただし、実行委員会は、出店状況等を勘案し、必要に応じてこれを変更することができる。

5 販売品目

売店における販売品目は、次に掲げるものとする。

(1) 国スポ関連グッズ

国民体育大会標章又はSAGA2024国スポ・全障スポのロゴ等を使用した商品であり、それぞれ公益社団法人日本スポーツ協会又はSAGA2024実行委員会（佐賀県）の使用承認を得ているもの

(2) スポーツ用品

(3) 郷土物産品

(4) 飲食物

ア 製造加工品

食品衛生関係法令に規定する営業許可施設等において製造・加工されたもので、容器包装等により衛生的な措置が講じられ、かつ、法令等の規定に基づく適正な表示がなされているもの

イ 現地調理品

売店において調理する食品は、あらかじめ営業許可施設等においてカット等の下処理されたものを搬入し、提供直前に加熱処理を行うものであること。

(5) 宅配便

(6) その他実行委員会が特に必要と認めたもの

6 出店者条件

売店の出店者は、(1)の条件のいずれかに該当し、かつ、(2)の条件のいずれも満たす者とする。

(1) 次の条件のいずれかに該当する者

ア 申請時に1年以上、市内に店舗を有して営業を継続している者

イ 競技団体等の推薦があり、実行委員会が必要と認めた者

ウ 第73回国民体育大会（福井大会）以降の国体（特別大会を含む）、競技別リハーサル大会に出店実績がある者

エ その他実行委員会が認めた者

(2) 次の条件をいずれも満たす者

- ア 競技開催期間中、本要項で定める開設時間を遵守し、継続して出店すること。
- イ 法令等により許可又は登録を必要とする営業については、当該許可又は登録を受けていること。
- ウ 当該出店業務に関する法令等に違反して、申請書の提出時点において過去1年間に営業停止等の重大処分を受けていないこと。
- エ 飲食物販売の出店者については、申請書の提出時点において過去3年間に食中毒発生等による行政処分を受けていないこと。
- オ 調理事業者については、出店前1カ月以内に検便検査を実施し、その結果を実行委員会へ提出できること。当該検査項目は、赤痢菌、サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌とする。
- カ 申請書提出時点において、市税（神崎市が賦課徴収するものに限る。）、法人税（個人の場合は所得税）並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及び同条第6号に掲げる暴力団員並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

7 運営設備等

売店出店に伴う設備等は以下のとおりとし、実行委員会が準備する。ただし、出店状況等に応じて、実行委員会はこれを変更できるものとする。

なお、その他必要な物品等は出店者で準備することとし、実行委員会の許可を受けて火気を使用する出店者にあつては、区画内に必ず消火器を設置しなければならないものとする。

- (1) テント（2間×3間、約20㎡）1張 ※0.5張での出店も可
- (2) 長机6台以内
- (3) 椅子4脚以内

8 売店運営

出店者は、次の事項を遵守し、実行委員会の指示に従うものとする。

(1) 食品関係売店

- ア 現場で調理を行う出店者は、保健所の基準に従い、指導を遵守すること。
- イ 食品は、食品衛生関係法令の基準に従い調製するとともに、汚染防止及び直射日光を避けるなど必要な措置を講じ、保管陳列は衛生的な設備で

- 行い、かつ、食品に表示されている保存方法を遵守し管理を行うこと。
- ウ 早期飲食等を促すとともに、その旨を表示する看板等を設置すること。
- エ 廃棄物収納容器は、蓋付きのものとし、汚液及び汚臭が漏れないよう常に清潔にしておくこと。
- オ 調理等により生じた廃棄物の処理は適正に行うこと。

(2) その他の売店

取扱品目の内容を明瞭に識別できるよう陳列すること。

9 経費の負担

(1) 売店の運営に要する経費は、出店者が負担する。

(2) 出店者は、売店の設置、撤去等に要する経費の一部として、次に定める出店料を負担する。

なお、ケータリングカー等については、1台あたり、1ブースとして取り扱うものとする。

ただし、実行委員会は、出店の応募状況等を勘案し、必要に応じてこれを変更することができる。

区分	規模	出店料
神埼市内の者	1ブース	2,500円/日
上記以外の者	1ブース	5,000円/日

(3) 出店は、テント1張（2間×3間、約20㎡）を基本とする。なお、テント0.5張（約10㎡）を希望される場合は、出店料を半額とし、ブースの拡張を希望される場合は、テント0.5張（約10㎡）につき、出店料の半額を負担しなければならない。

(3) 次のいずれかに該当するものについては、出店料を免除することができる。

この場合、出店料の免除を受けようとする者は、「売店出店料免除申請書（様式第7号）」を提出し、その承認を受けなければならない。実行委員会は、免除の決定について、「出店料免除決定通知書（様式第8号）」を交付するものとする。

- ア 国等による障害者就労施設等からの物品に規定する障害者就労施設等
- イ 国又は地方公共団体
- ウ その他実行委員会において特に必要と認めるもの

(4) 出店者は、出店料を実行委員会が指定する期日までに別途指定する口座に振り込むこととする。なお、振込手数料は、出店者の負担とする。

- (5) 既に納付された出店料は、還付しない。ただし、出店者の責めに帰することができない理由による時、その他特別な理由があると実行委員会が認めたときは、出店料の全部または一部を還付することができる。

10 出店者の募集

出店者の募集期間等に関する事項は、各競技団体と調整のうえ、実行委員会が決定する。

11 出店申請

出店希望者は、実行委員会が定める期日までに、「売店出店申請書（様式第1号）」に次の書類を添えて、実行委員会に提出するものとする。

- (1) 売店出店概要書（様式第2号）
- (2) 売店従事者、運搬車両予定表及び持込み備品調書（様式第3号）
- (3) 誓約書兼承諾書（様式第4号）
- (4) その他実行委員会が必要と認める書類

12 出店者の選定

実行委員会は、第11出店申請に規定する申請があったときは、この要項に基づき、適当であると認めたものを出店者として選定する。ただし、申請者が、次のいずれかに該当するときは、実行委員会は当該申請をした者を優先して出店者として選定し、これによることができない場合は抽選により選定する。

- (1) 売店の販売品目に係る業種別競技会、連合会、協同組合等の団体
- (2) 障がい者就労施設等
- (3) その他、実行委員会が適当と認めた者

13 出店許可証の交付

実行委員会は、出店者として選定した者に対して、「売店許可決定通知書（様式第5号）」を交付するものとし、出店料の納付を確認した後は、「売店出店許可証（様式第6号）」を交付する。

14 保健所への手続き

営業許可申請又は届出を必要とする出店者については、「売店許可決定通知書（様式第5号）」を受け取ったときは、速やかに保健所に許可申請等を行い、受付印が押された許可申請書の写しを実行委員会へ提出しなければならない。

15 売店監督員

- (1) 実行委員会は、売店の円滑な運営を図るため、売店監督員を置く。
- (2) 売店監督員は、SAGA2024国民スポーツ大会神崎市実施本部（以下「実施本部」という。）の係員とし、現場を巡回して、本要項に基づき、売店の設置運営等に関する事項について監督するものとする。

16 売店責任者

- (1) 出店者は、当該従事者の中から売店責任者を定め、売店設置期間中常駐させるものとする。
- (2) 売店責任者に変更があったときは、直ちに実行委員会に報告しなければならない。
- (3) 売店責任者は、売店監督員の指示に従い、当該売店の管理運営にあたらなければならない。
- (4) 食品を取り扱う売店責任者は、調理・保管及び販売等が衛生的に行われるよう十分配慮し、従事者の指導に努めなければならない。

17 禁止事項

出店者及びその従事者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 出店者の権利を第三者に譲渡若しくは転貸し、又は管理運営を第三者に委託すること。
- (2) 商品を不当な価格で販売すること。
- (3) 指定された場所以外で立ち売り及び呼び込み販売をすること。
- (4) 指定された場所以外で飲食物を調理・加工等すること。
- (5) アルコール飲料の販売及び試飲を行うこと。ただし、試飲を行わず、郷土物産品としてアルコール飲料を販売する場合はこの限りでない。
- (6) 危険物を販売及び無償提供をすること。
- (7) 許可された品目以外の物を販売すること。
- (8) 拡声器及び音響機器類を使用すること。
- (9) 火気を使用すること。ただし、実行委員会が認めたときは、この限りでない。
- (10) その他、大会運営に支障を来たすおそれのある行為をすること。

18 遵守事項

出店者及びその従事者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 実行委員会が交付する売店出店許可証を店頭の見やすい位置に掲示すること。
- (2) 売店の装飾は、販売品を表示する看板等を主体とすること。また、飲食物を取扱う売店にあつては、早期飲食を呼びかけるとともに、その旨を促す看板等を設置すること。
- (3) 販売品には、関係法令等の定めるところにより、適切な表示を行い、販売価格を明示すること。また、取扱品目の内容を明瞭に識別できるように陳列すること。
- (4) 実行委員会の許可を受けて対象火気器具等又は燃料等危険物を使用する場合にあつては、ブース内に必ず消火器を設置すること。
- (5) 販売品等を搬入搬出する車両には、実行委員会が別に交付する駐車許可証を指定された位置に掲示すること。なお、原則として搬入車両は、1店舗につき1台とする。
- (6) 販売品等の搬入、陳列及び搬出は、大会運営に支障を来たさないよう、実行委員会が指示する時間内に完了させること。
- (7) 売店及びその周辺の清掃は、出店者の責任のもとに行い、発生したごみは毎日各自で持ち帰り、環境美化に努めること。
- (8) 服飾は、清潔な衣服を着用し、実行委員会が別途交付するIDカードを着用すること。
- (9) 接客にあたっては、おもてなしの心で親切、丁寧な対応を心がけること。
- (10) 飲食物を販売する売店にあたっては、食品衛生関係法令を遵守するとともに保健所の指導に従うこと。また、ブース前にごみ箱を設置し、容器、食べ残し等を回収する販売方法をとること。さらに、調理等により生じた廃棄物の処理は適正に行い、廃棄物収納容器は、蓋付きのものとし、汚液及び汚臭が漏れないように常に清潔にしておくこと。
- (11) 天候の悪化等の事情により、実行委員会がやむを得ず危険回避等のために撤去命令等の指示を出したときには、その指示に従うこと。
- (12) 従事者の変更、追加、削除等があつた場合には、直ちに実行委員会に報告すること。なお、変更、追加の報告の際には、当該従業者の本人確認書類を添付すること。
- (13) 関係法令等を遵守し、施設管理者、実行委員会及び売店監督員の指示に従うこと。
- (14) 新型コロナウイルス感染拡大対策として、SAGA2024実行委員会

- (佐賀県)が定める感染防止に関する方針等を遵守すること。
- (15) 従事者は、マスク・手袋(運営に支障がある場合を除く)を着用すること。
 - (16) 出店場所には、ビニールカーテンやアクリルボードを設置するなど、可能な限り感染症予防対策を講じること。
 - (17) 金銭のやり取りは、トレーを介して行い、可能な限り、精算担当者と商品受け渡し担当者を分ける等の対策を講じること。
 - (18) 試食、試着は避け、見本品などに触れなくて済むよう見やすい場所に配置するなど工夫すること。また、サイズ合わせは衣類の上から軽く当てる程度とする等の対策を講じること。

19 管理運営

売店における販売品及び売店備品等の管理は、出店者の責任において行うものとし、火災、盗難、その他不可抗力による災害の損害に対しては、実行委員会は一切責任を負わないものとする。

20 事故等発生時の対応

売店において、事件又は事故が発生したときは、売店責任者は、初期対応にあたりとともに、実施本部に直ちに連絡し、その指示に従うものとする。また、不審者又は不審物を発見したときは、売店責任者は直ちに実施本部に報告するとともに、その指示に従うものとする。

21 許可の取り消し

実行委員会は、出店者が次のいずれかに該当したときは、売店出店許可を取り消すことができる。なお、この場合において、出店者は、実行委員会に対して損害賠償及び既に納めた出店料の返還を請求することはできない。

- (1) 関係法令及びこの要項に違反したとき。
- (2) 売店出店許可証の交付を受けた者が、虚偽の申請又は不当な手段により許可を受けたことが判明したとき。
- (3) 保健所からの指示があったとき。
- (4) その他、実行委員会が売店の運営管理において不相当と認めたとき。

22 原状回復

出店者は、設置期間終了後、速やかに出店に要した物品等を搬出し、原状回復をした後、実施本部の検査を受けなければならない。この場合において、出

店者が原状回復を怠ったときは、実行委員会が当該出店者に代わって原状回復を行い、要した費用を当該出店者に請求することができる。

23 賠償責任

出店者（従事者を含む。）が、会場内の施設又は第三者に対して損害を与えたときは、その損害賠償の責任を負うものとする。

24 補填及び補償

- （1）出店者は、収益が得られなかった場合でも、その損害の補填及び補償を実行委員会に請求することはできない。
- （2）出店者は、天候不良（自然災害を含む。）等実行委員会が予測できない理由により、出店が中止又は縮小になった場合でも、出店準備で生じた経費等の補償を実行委員会に請求することはできない。

25 その他

- （1）この要項に定めるもののほか、売店の設置運営に関して必要な事項は別に定める。
- （2）競技別リハーサル大会における売店についても、必要に応じて、この要項を準用する。

附則

この要項は、令和5年2月14日から施行する。

様式第1号

年 月 日

SAGA2024国民スポーツ大会神崎市実行委員会
会長 様

申請者住所商号又は名称

代表者役職名及び氏名

印

電話番号

売店出店申請書

SAGA2024国民スポーツ大会神崎市実行委員会が運営する競技会場内に、売店を出店したいので、SAGA2024国民スポーツ大会神崎市売店設置運営要項の規定に基づき申請します。

記

- 1 出店希望会場 (競技名： 競技)
- 2 出店希望形態
- 3 添付書類
 - (1) 様式第2号～様式第4号
 - (2) 売店責任者及び従事者の本人確認書類
(運転免許証、パスポートの写しなど、顔写真のある公的機関が発行したもの)
 - (3) 営業に関する保健所の営業許可証又は届出済証の写し
 - (4) 神崎市税の納税(完納)証明書 ※写し可
(申請日以前3ヵ月以内の日付のもので、課税されている全税目「市民税、固定資産税等」が記載されているもの)
 - (5) 消費税及び地方消費税、法人税(個人の場合は所得税)に未納の税額がないことの証明書
- 4 その他
申請書を複数同時に提出する場合に限り、添付書類(4)及び(5)は各1通のみで構わない。

売店出店概要書

商号または名称				
代表者役職名及び氏名				
代表者生年月日	年 月 日			
所在地	〒			
連絡先	【電話】 【メール】	【FAX】		
出店担当者	【氏名】	【電話】		
業種				
主要取扱品目 (該当品目を○で囲んでください。)	SAGA2024国スポ・全障スポ関連グッズ、スポーツ用品、郷土物産品、飲食物、宅配便、その他()			
国体等出店実績	有()・無			
営業開始年月日	年 月 日	従業員数	人	
営業に関して取得した許可等の種類	種類	番号	取得年月日	
			年 月 日	
過去1年間法令違反等処分歴の有無	有・無	過去3年間食中毒発生事故歴の有無	有・無	
販売品目価格等一覧				
No.	商品名	予定数量	販売価格	備考(承認番号等)
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				

※ 足りない場合は、別紙に追加してください。

様式第 3 号

売店従事者、運搬車両予定表及び持込み備品調書

商号又は名称	
--------	--

1 従業者名簿

従業日		売店責任者	従事者	従事者	従事者
月	日	ふりがな	ふりがな	ふりがな	ふりがな
月	日	ふりがな	ふりがな	ふりがな	ふりがな
月	日	ふりがな	ふりがな	ふりがな	ふりがな
月	日	ふりがな	ふりがな	ふりがな	ふりがな

※売店責任者及び従事者にふりがなを記入してください。

2 車両予定表

車両の種類	車両ナンバー	駐車場利用	備考
		有・無	
		有・無	
		有・無	

※ 車両の種類は、「2トントラック」、「軽トラック」などを記入してください。

※ 搬入・搬出のみに使用する場合は、「駐車場使用」の無に○をつけてください。

※ 駐車車両は原則1台ですが、駐車場を準備できない場合があります。

※ ケータリングカーにて販売を行う場合は、車両サイズ等を記入してください。

3 設営持込備品一覧表（実行委員会が設営する備品以外のもの）

備品名	規格等	持込目的

※ 電源、火気の使用に伴う備品を使用する場合は記入してください。（発電機、プロパンガス等）

年 月 日

SAGA2024国民スポーツ大会神崎市実行委員会
会長 様

住 所 _____

商号又は名称 _____

代表者職名

及び氏名 _____ 印

誓約書兼承諾書

SAGA2024国民スポーツ大会において、競技会場への売店出店申請書にあたり、次の項目について相違ない旨を誓約します。また、誓約内容の確認のため、SAGA2024国民スポーツ大会神崎市実行委員会が本承諾書を以って関係官庁に調査、照会することを承諾します。

- 1 本申請及び許可後の申請にあたり、「SAGA2024国民スポーツ大会神崎市売店設置運営要項」を遵守します。
- 2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及び同条第6号に掲げる暴力団員並びにそれらの利益となる活動を行う者ではありません。
- 3 出店品目の販売において、出店業務に関する法令等に違反して、過去1年間に営業停止等、重大な処分を受けていません。また飲食物を販売する場合、過去3年間に食中毒発生等における行政処分を受けていません。

(連絡担当者)

担当者所属 _____

担当者氏名 _____

携帯番号 _____

FAX _____

E-mail _____

年 月 日

商号又は名称

代表者役職及び氏名 様

SAGA2024国民スポーツ大会神崎市実行委員会
会長 印

売店許可決定通知書

SAGA2024国民スポーツ大会神崎市実行委員会が設営運営する競技会場内の売店出店について、下記の内容で決定となりました。

つきましては、下記指定口座に 年 月 日()までに 出店料の納入をお願いします。

また、SAGA2024国民スポーツ大会神崎市売店設置運営要項に基づき、臨時営業許可を必要とする出店者については 年 月 日()までに 保健所の受付印が押された許可申請書の写しを提出してください。

記

1 出店会場 (競技名: 競技)

2 出店形態 () ・ その他 ()

3 出店料 _____ 円

4 指定振込口座

佐賀銀行 神埼支店 普通預金

口座番号 3085861

口座名義 SAGA2024国民スポーツ大会神崎市実行委員会

(サガニイマルニイヨンコクミンスポーツタイカイカンザキシジッコウイインカイ)

(担当)

SAGA2024国民スポーツ大会神崎市実行委員会事務局

担当:

電話番号:

FAX:

様式第6号

年 月 日

商号又は名称

代表者役職及び氏名

様

SAGA2024国民スポーツ大会神崎市実行委員会
会長 印

売店出店許可証

SAGA2024国民スポーツ大会神崎市実行委員会が運営する競技会場内の出店について、下記のとおり許可します。

記

許可番号	
商号又は名称	
代表者役職及び氏名	
出店許可会場	(競技名： 競技)
出店許可期間	年 月 日 () ~ 月 日 ()
出店許可品目	
駐車許可台数	台
遵守事項	1 本許可証を売店内に提示すること。 2 売店設置運営に関しては、SAGA2024国民スポーツ大会神崎市売店設置運営要項を遵守すること。

年 月 日

S A G A 2 0 2 4 国民スポーツ大会神崎市実行委員会
会長 様

住 所 _____

商号又は名称 _____

代表者役職名 _____

及び氏名 _____ 印

売 店 出 店 料 免 除 申 請 書

S A G A 2 0 2 4 国民スポーツ大会神崎市実行委員会が設置運営する競技会場内の
売店出店料について、S A G A 2 0 2 4 国民スポーツ大会神崎市売店設置運営要項の
規定に基づき免除申請します。

記

1 出店会場 (競技名： 競技)

2 免除理由 (該当項目の左欄に○印を記入)

	国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律 (平成 26 年法律第 50 号) に規定する障害者就労施設等
	国又は地方公共団体
	その他実行委員会において特に認めるもの

(連絡担当者)

担当者所属 _____

担当者氏名 _____

電話番号 _____

F A X _____

E-mail _____

様式第8号

年 月 日

商号又は名称
代表者役職及び氏名 様

SAGA2024国民スポーツ大会神崎市実行委員会
会長 印

出店料免除決定通知書

年 月 日付けで申請があったSAGA2024国民スポーツ大会神崎市実行委員会が運競技会場内の売店出店に係る出店料の免除について、下記のとおり許可します。

記

- 1 免除対象会場 (競技名： 競技)
- 2 免除理由

SAGA2024 神崎市案内所・休憩所設置要項

1 趣旨

この要項は、「SAGA2024 神崎市観光・おもてなし基本計画」に基づき、本市で開催する第78回国民スポーツ大会「SAGA2024」（以下「大会」という。）において、参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者並びに一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）に対し、競技、交通、観光、物産等の案内を行う案内所、憩いの場・交流の場を提供するための休憩所の設置運営に関して、必要な事項を定める。

2 案内所の種類

案内所は、総合案内所及び会場内案内所とする。

3 設置場所

総合案内所は主要駅等に関係機関等と協議のうえ、設置する。

また、会場内案内所及び休憩所は、原則として競技会場に設置する。

4 設置期間

総合案内所の設置期間は、関係機関等と協議のうえ、期間を定める。

また、会場内案内所及び休憩所の設置期間は、原則として各競技会の開催期間中とする。

5 開設時間

総合案内所の開設時間は、関係機関等と協議のうえ、時間を定める。

また、会場内案内所及び休憩所の開設時間は、原則として、開会行事又は競技開始1時間前から競技終了又は閉会行事終了後30分までとする。

6 業務内容

(1) 総合案内所

- ア 競技の案内
- イ 交通、観光・物産等の案内
- ウ 案内資料等の配布
- エ その他各種案内に係る業務

(2) 会場内案内所

- ア 大会参加者等の受付案内及び資料等の配布
- イ 競技の案内
- ウ 交通、観光・物産等の案内
- エ 迷子、遺失物・拾得物の取り扱い
- オ その他各種案内に係る業務

7 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、案内所及び休憩所の設置運営に関して必要な事項は、別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における案内所及び休憩所の設置運営については、必要に応じて、この要項に準用する。

附 則

この要項は、令和5年2月14日から施行する。

SAGA2024 神崎市遺失物・拾得物取扱要項

1 趣旨

この要項は、本市で開催される第78回国民スポーツ大会「SAGA2024」(以下「大会」という。)において、SAGA2024国民スポーツ大会神崎市実行委員会(以下「実行委員会」という。)が管理する競技会場、練習会場及び駐車場等で遺失物及び拾得物の届出があった場合の取扱いについて、遺失物法(平成18年法律第73号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

2 取扱い及び保管

- (1) 遺失物又は拾得物の届出先は、SAGA2024国民スポーツ大会神崎市実施本部(以下「実施本部」という。)が運営する受付案内所とし、拾得物を担当する係(以下「拾得物係」という。)が取扱業務及び一時保管を行う。
- (2) 拾得物係は、拾得物について、あらかじめ定められた保管場所に保管し、盗難、紛失等の事故がないよう留意する。
- (3) 大会終了後の遺失物及び拾得物の取扱いは、実行委員会において行う。

3 届出の処理

(1) 拾得物

拾得物の届出を受けた場合は、「拾得物受理書(様式第1号)」に必要事項等を記入の上、拾得者に対して「拾得物預り書(様式第2号)」を交付するとともに、「拾得物一覧簿(様式第3号)」に記入し、拾得物に「拾得物名札(様式第4号)」を取り付け、一時保管する。

(2) 遺失物

遺失物の届出を受けた場合は、「遺失物届出書(様式第5号)」の提出を受け、遺失者に対し、「遺失物届出書(控え)(様式第6号)」を交付するとともに、「遺失物一覧簿(様式第7号)」に記入した後、拾得物一覧簿と照合し、該当する物件がなかった場合は、当該遺失者に対して、所轄警察署へ電話確認するよう説明する。

4 遺失物の返還及び拾得者への通知

- (1) 遺失者から遺失物届出書の提出を受け、遺失者に遺失物を返還する場合、

運転免許証等で遺失者本人であることを確認の上、「遺失物受領書（様式第 8 号）」を作成し、署名を受ける。

- (2) 遺失者の代理人に遺失物を返還する場合、「委任状（様式第 9 号）」を受理した後に、運転免許証等で遺失者の代理人であることを確認するとともに、遺失物受領書の遺失者への返還欄に署名を受ける。
- (3) 拾得者が有権（報労金および所有権を取得することの権利）の場合は、実行委員会が「拾得物返還通知書（様式第 10 号）」を作成し、拾得者に通知する。

5 拾得物の引継ぎ及び警察署への提出等

- (1) 拾得物係は、大会終了までに、一時保管している拾得物の遺失者が判明しない場合は、当該拾得物を実行委員会に引き継ぐものとする。
- (2) 実行委員会は、拾得物係から引き継いだ遺失者が判明しない拾得物について、拾得の翌日から起算して 7 日以内に、「拾得物届出書（様式第 11 号）」に拾得物受理書（写し）を添えて所轄警察署に引き継ぐものとする。
- (3) 実行委員会は、拾得物を所轄警察署に引き継いだ後に、遺失の届出があった場合は、所轄警察署に引き継いだ旨を、申出者に伝える。

6 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、遺失物・拾得物の取扱いについて必要な事項は、別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における遺失物・拾得物の取扱いについても、必要に応じて、この要項を準用する。

附 則

この要項は、令和 5 年 2 月 14 日から施行する。

大会名：
 受理会場：

拾得物受理書

拾得物受理番号	第 号							
受理日時	令和 年 月 日 () 午前・午後 時 分							
拾得日時	令和 年 月 日 () 午前・午後 時 分頃							
拾得場所								
※拾得者	住所							
	氏名							
	電話	自宅 ()	—	携・勤 ()	—			
物 件	現金	総額	金額内訳					
		円	金種	数	金種	数	金種	数
			10,000 円		500 円		5 円	
			5,000 円		100 円		1 円	
			2,000 円		50 円			
	1,000 円		10 円					
	物品	品名	形状・特徴・在中品の内訳等					
拾得者の権利	<input type="checkbox"/> 有権 <input type="checkbox"/> 棄権 <input type="checkbox"/> 失権							
※拾得者の同意	遺失者に対して氏名及び住所を告知することの同意 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無							
拾得物預り書交付日時	令和 年 月 日 () 午前・午後 時 分							
※権利放棄の報告	権 利 放 棄 書							
	上記の物件に対する <input type="checkbox"/> 一切の権利を放棄します <input type="checkbox"/> 費用の請求権を放棄します <input type="checkbox"/> 報労金の請求権を放棄します <input type="checkbox"/> 所有権を放棄します							
	令和 年 月 日 S A G A 2 0 2 4 国民スポーツ大会神崎市実行委員会 会 長 様 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">拾得者氏名 _____</div>							
備 考								
取扱担当者								

※ 太枠内は、拾得者本人が記入してください。

大会名：
 受理会場：

拾得物預り書

拾得物受理番号		第 号						
受 理 日 時		令和 年 月 日 () 午前・午後 時 分						
拾 得 日 時		令和 年 月 日 () 午前・午後 時 分頃						
拾 得 場 所								
※拾得者	住 所							
	氏 名							
	電 話	自 宅 () -			携・勤 () -			
物 件	現 金	総額	金額内訳					
		円	金種	数	金種	数	金種	数
			10,000 円		500 円		5 円	
			5,000 円		100 円		1 円	
			2,000 円		50 円			
		1,000 円		10 円				
物 品	品 名			形状・特徴・在中品の内訳等				
上記の物件を預かりました。 令和 年 月 日 <p style="text-align: center;">S A G A 2 0 2 4 国民スポーツ大会神崎市実行委員会 会 長</p> <p style="text-align: right;">取扱者氏名 _____</p>								
注 1 上記の物件は、警察署において告示後 3 か月以内に落とし主が判明しないときは、あなたが所有権を取得されますので、受取期間 (2 か月間) 内に警察署においてお受け取りください。ただし、拾得の時から 24 時間以内に拾得物を届出なかった場合、予め所有権を放棄されている場合、個人情報関連物件等については所有権を取得することができませんので、注意してください。 なお、所有権を取得できる場合の引取期間については、神崎市実行委員会から警察署へ届出後、別途警察署より通知があります。 注 2 所有権を取得し上記の物件を受け取る場合、受取期間内に警察署からの通知書を警察署へ持参し、お受け取りください。受取期間を経過すると、あなたの所有権はなくなりますのでご注意ください。 注 3 落とし主が判明したとき、あなたは、落とし主から拾得物件の価値の 2.5 分から 1 割の範囲内で報労金を受け取ることができます。(あなたが落とし主に対して、氏名等連絡先を告知することに同意していただいたときに限ります。) ただし、拾得の時から 24 時間以内に拾得物を届出なかった場合、予め報労金請求権を放棄されている場合等については、報労金を受け取る権利がありませんので、注意してください。								

大会名： _____

受理会場： _____

拾得物一覧簿

No.

拾得物 受理 番号	受理年月日 (記載年月日)	拾得日時	拾得物件 (種類及び数量)		拾得場所	受処理者		備考
			現金	物品		返還	処理者	
	令和 年 月 日	令和 年 月 日 時 分頃						
	令和 年 月 日	令和 年 月 日 時 分頃						
	令和 年 月 日	令和 年 月 日 時 分頃						
	令和 年 月 日	令和 年 月 日 時 分頃						
	令和 年 月 日	令和 年 月 日 時 分頃						
	令和 年 月 日	令和 年 月 日 時 分頃						

※備考欄には、物件を遺失者等に返還し、又は警察署長に差し出した場合に、その旨及びその年月日、その他必要な事項を記載すること。

拾 得 物 名 札

拾得物受理番号	第 号	
拾得物受理年月日	令和 年 月 日	
拾得物拾得年月日	令和 年 月 日	
ふりがな		
拾得者		
拾得物件	現金	円
	物品	
取扱者氏名		

大会名： _____

受理会場： _____

遺失物届出書

届出受理番号		第 号						
届出日時		令和 年 月 日 () 午前・午後 時 分						
遺失日時		令和 年 月 日 () 午前・午後 時 分頃						
遺失場所								
※ 遺失者	住所							
	氏名							
	電話	自宅 () -			携・勤 () -			
物 件	現金	総額	金額内訳					
		円	金種	数	金種	数	金種	数
			10,000 円		500 円		5 円	
			5,000 円		100 円		1 円	
			2,000 円		50 円			
	1,000 円		10 円					
物品	品名		形状・特徴・在中品の内訳等					
取扱担当者								

※ 拾得物一覧簿と照合し、該当する物件がなかった場合には、当該遺失者に対して、警察署へ電話で確認するように説明すること。

拾得物一覧簿に該当する物件があった場合

連絡日時	令和 年 月 日 () 午前・午後 時 分					
取扱担当者						
拾得物 受理番号	第 号					
連絡結果						
<input type="checkbox"/>	遺失者本人に連絡	令和	年	月	日	
<input type="checkbox"/>	遺失者本人に返還	令和	年	月	日 (郵送の場合は着払い)	
<input type="checkbox"/>	拾得者へ電話連絡	令和	年	月	日	
<input type="checkbox"/>	拾得者へ返還通知書送付	令和	年	月	日	
<input type="checkbox"/>	拾得者の返還通知希望なし					

大会名： _____

受理会場： _____

遺失物届出書(控え)

届出受理番号		第 号						
届出日時		令和 年 月 日 () 午前・午後 時 分						
遺失日時		令和 年 月 日 () 午前・午後 時 分頃						
遺失場所								
遺失者	住所							
	氏名							
	電話	自宅 () -			携・勤 () -			
物 件	現金	総額	金額内訳					
		円	金種	数	金種	数	金種	数
			10,000円		500円		5円	
			5,000円		100円		1円	
			2,000円		50円		/	/
	1,000円		10円					
	物品	品名		形状・特徴・在中品の内訳等				
取扱担当者								

【遺失物が判明しない場合】

※ 当該遺失物届出書は、本会場内で照合するものであり、警察署への届出はご本人でお願いします。

連絡先 神埼警察署 会計課 0952-52-2114 (代表) 月～金 8:30 ~ 17:15

土日祝 対応不可

遺失物一覧簿

No.

届出書 受理 番号	受理年月日	遺失日時		遺失物件（種類及び数量）		遺失場所	受処理者		備考
		令和 年 月 日	令和 年 月 日 時 分 頃	現金	物品		返還処理者		
	令和 年 月 日	令和 年 月 日 時 分 頃							
	令和 年 月 日	令和 年 月 日 時 分 頃							
	令和 年 月 日	令和 年 月 日 時 分 頃							
	令和 年 月 日	令和 年 月 日 時 分 頃							
	令和 年 月 日	令和 年 月 日 時 分 頃							
	令和 年 月 日	令和 年 月 日 時 分 頃							

遺失物受領書

拾得物受理番号		第	号	届出書受理番号		第	号	
拾得日時		令和 年 月 日 () 午前・午後 時 分						
拾得場所								
拾得物件	現金	総額	円					
		内訳	10,000円		枚	100円		枚
			5,000円		枚	50円		枚
			2,000円		枚	10円		枚
			1,000円		枚	5円		枚
	500円			枚	1円		枚	
物品	点							
<p>上記の物件を受領しました。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>SAGA2024国民スポーツ大会神崎市実行委員会 会長 様</p> <p>住所</p> <p>氏名</p>								
本人確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 (No.)							
	<input type="checkbox"/> その他 ()							
返還担当者								

※太枠内は、遺失者が記入してください。

委任状

遺失物の受け取りを下記の者に委任しました。

受任者住所 _____

氏 名 _____

委任者との関係 _____

令和 年 月 日

委任者（遺失者）住所 _____

氏名 _____ 印

様式第10号

拾得物返還通知書

令和 年 月 日

様

SAGA2024国民スポーツ大会神崎市実行委員会
会長

令和 年 月 日に、あなたから拾得の届け出がありました物件（ ）は、
令和 年 月 日に返還いたしました。

あなたには、遺失物法の定めるところにより、遺失者に物件の5%～20%の2分の1
の範囲内で報労金を受け取ることができます。

遺失者から連絡がありましたら、お互いに話し合ってください。

様式第11号

No.

拾得物届出書

下記の物件を拾得したので提出します。なお、当実行委員会の住所・連絡先等の告知について同意するとともに、施設占有者にかかる一切の権利を放棄いたします。

令和 年 月 日

神埼警察署長 様

住 所	神埼市神埼町鶴3542番地1
事務所名	SAGA2024国民スポーツ大会神埼市実行委員会
代表者名	会 長
担当者名	神埼市 国民スポーツ大会推進課
電話番号	0952-37-1331

【添付書類】

- ・ 拾得物受理書 (様式第1号 写し)

SAGA2024神崎市弁当調達要項

1 趣旨

本市で開催する第78回国民スポーツ大会「SAGA2024」に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者（以下「大会参加者」という。）へ提供する弁当の調達に関して、必要な事項を定める。

2 実施方法

SAGA2024国民スポーツ大会神崎市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、関係機関等の協力を得て、大会参加者の弁当調達業務を実施する。

3 弁当の調達

弁当の調達については、実行委員会があらかじめ必要数を把握し、計画的に発注・提供を行う。

4 弁当の種類、対象及び取扱期間

(1) 斡旋弁当

斡旋弁当は、選手・監督、視察員及び報道員等（以下「選手・監督等」という。）のうち、希望者に対し弁当料金を徴収して提供する弁当とし、取扱期間は、原則として競技会の開催期間とする。

(2) 支給弁当

支給弁当は、大会役員、競技役員、競技補助員、競技会補助員、競技会係員、競技会補助員等（以下「役員等」という。）に対し、実行委員会が無償で提供する弁当とし、取扱期間は、大会業務に従事する期間とする。

5 弁当の申込み、発注及び清算

斡旋又は支給を行う弁当の申込み、発注及び代金の清算については、実行委員会が別に定める方法により行うものとする。

6 弁当調製施設の指定

- (1) 実行委員会は、弁当調整を希望する業者から「弁当調達業務申込書（様式第1号）」及び「SAGA2024神埼市弁当調製施設調査票（様式第2号）」を提出させ、別に定める基準に基づき、弁当調製施設の選考・指定を行う。
- (2) 実行委員会は、前項の規定により弁当調製施設を指定するときは、「弁当調製施設指定書（様式第3号）」を交付する。
- (3) 実行委員会は、指定した弁当調製施設の中から契約を行う相手を決定する。

7 弁当調製施設の取り消し

実行委員会は、指定弁当調製施設が次のいずれかに該当するときは、「弁当調製施設指定取消書（様式第4号）」を交付し、その指定を取り消すことができる。

- (1) 食品衛生法その他関係法令に基づく許可の取り消し、営業の全部又は一部の禁止若しくは期間を定めての停止処分を受けたとき。
- (2) 食品衛生法その他関係法令に基づく改善命令及び指導に速やかに従わないとき。
- (3) 弁当調製施設の業務を無断で第三者に委託したとき。
- (4) その他、実行委員会が不相当と認めたとき。

8 弁当引換所の設置及び運営

競技会場に弁当引換所を設置し、保健所等の関係機関の指導に基づき、衛生上に配慮した適正な運営を行うものとする。

9 弁当調達業務の委託

実行委員会は、弁当調達業務の全部または一部を関係団体等に委託することができるものとする。

10 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、弁当調達業務に関して必要な事項は別に定める。

- (2) 競技別リハーサル大会における弁当調達業務についても、必要に応じて、この要項を準用する。

附則

この要項は、令和5年2月16日から施行する。

様式第 1 号

弁当調達業務申込書

SAGA2024 神崎市開催競技における弁当の調製及び配達業務を請け負うことを希望します。

神崎市弁当調製施設選定基準に従うことを誓約いたします。

現在までの行政処分状況等について、実行委員会が関係機関に問い合わせることを承諾します。

年 月 日

SAGA2024 国民スポーツ大会神崎市実行委員会
会長 様

所在地 〒

氏名(法人にあっては名称及び代表者氏名)

印

電話番号

FAX 番号

緊急連絡先

(担当者名)

【添付書類】

- ・ 弁当調製施設調査票(様式第 2 号)
- ・ 営業許可証の写し
- ・ 食品衛生監視票の写し

弁当調製施設調査票

令和 年 月 日

1 施設概要	1	ふりがな 施設名			
	2	ふりがな 代表者名	連絡者 名	(電話：)	
	3	所在地	〒 - (電話：) (FAX：) (メール：)		
	4	主な業務内容	<input type="checkbox"/> 弁当 <input type="checkbox"/> 仕出し 仕出し <input type="checkbox"/> 一般食堂 <input type="checkbox"/> その他 ()		
	5	調理従事者数	() 人		
	6	調製可能数	1日あたり最大 () 個 通常 () 個		
	7	使用水の種類	<input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> 井戸 <input type="checkbox"/> その他 ()		
2 国 ス ポ への 提 供	8	1日あたりの提供可能食数	平日 () 食 土曜日 () 食 日曜日 () 食		
	9	サンプル提供	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> その他 ()		
	10	弁当付属品	<input type="checkbox"/> 割り箸 <input type="checkbox"/> 爪楊枝 <input type="checkbox"/> お手拭 <input type="checkbox"/> お茶 <input type="checkbox"/> 持ち運び用ビニール袋		
	11	献立内容への対応	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可		
	12	弁当の製造	<input type="checkbox"/> 当日の午前零時以降に製造可 <input type="checkbox"/> 当日の午前零時以降に製造不可		
	13	弁当の納入	<input type="checkbox"/> 午前 10時50分に納入可 <input type="checkbox"/> 午前 10時50分に納入不可		
	14	メニュー日替わり可能数	() 日以上) 日以上 ※同一競技での最大開催期間は5日		
	15	弁当の調製	<input type="checkbox"/> 単一の施設で調製 <input type="checkbox"/> 複数の施設で調製		
	16	発注時間の期限	前日午後 6 時までの最終個数確定対応 <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可		
	17	冷蔵車等による配達	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> その他 ()		
	18	配達可能数	() 個		
	19	弁当の表示	原材料名、消費期限製造者等… <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可		
	20	冷蔵車等の所有台数	自社所有… <input type="checkbox"/> 有 (t 台、 t 台) <input type="checkbox"/> 無 車種： <input type="checkbox"/> 冷凍車 <input type="checkbox"/> 冷蔵車 <input type="checkbox"/> 保冷車 <input type="checkbox"/> その他 レンタル… <input type="checkbox"/> 有 (t 台、 t 台) <input type="checkbox"/> 不可 車種： <input type="checkbox"/> 冷凍車 <input type="checkbox"/> 冷蔵車 <input type="checkbox"/> 保冷車 <input type="checkbox"/> その他 ※レンタル会社名 ()		
3 そ の 他	21	冷蔵車等の待機	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> その他 ()		
	22	弁当ガラ(残飯含)当日回収	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可		
	23	食品賠償保険等の加入	<input type="checkbox"/> 加入 <input type="checkbox"/> 未加入		
	24	調理・配送従事者の検便	<input type="checkbox"/> 実施している (に一度) <input type="checkbox"/> 実施していない		
	25	検査食(保存食)	<input type="checkbox"/> 実施している (に一度) <input type="checkbox"/> 実施可能 <input type="checkbox"/> その他		
	26	食中毒発生事故歴	<input type="checkbox"/> 過去 3 年間にない <input type="checkbox"/> 過去 3 年間にある		
	27	大量調理施設衛生管理マニュアル	※調製可能最大数が 1 回 300 食を超える場合のみ <input type="checkbox"/> 実践可 <input type="checkbox"/> 実践不可		
	28	H A C C P	<input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 実施していない		

※ご提出いただいた内容は、神崎市開催競技の弁当調製業務以外では使用しません。

※本書の提出をもって、神崎市弁当調製施設として選定するものではありません。

様式第3号

弁当調製施設指定書

年 月 日

様

SAGA2024国民スポーツ大会神崎市実行委員会
会長

SAGA2024神崎市開催競技における、弁当調製施設として下記のとおり指定
します。

記

施設名	
所在地	
代表者名	
大会名	
適用期間	

様式第4号

弁当調製施設指定取消書

年 月 日

様

SAGA2024国民スポーツ大会神崎市実行委員会
会長

SAGA2024神崎市開催競技における弁当調製施設の指定を、下記事由により取り消します。

記

指定取消事由	SAGA2024神崎市弁当調達要項第7の規定に該当するため。
--------	--------------------------------

S A G A 2 0 2 4 神 埼 市 弁 当 調 製 施 設 選 考 基 準

1 趣旨

この基準は、本市で開催する第78回国民スポーツ大会「S A G A 2 0 2 4」に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者に斡旋し、又は支給する弁当の調製施設の選考基準について、必要な事項を定める。

2 調製施設条件

- (1) 神埼市内に本社又は製造所を有する業者又は神埼市が配達区域に該当し、その製造所において食品衛生法の規定による営業許可を受けている業者であること。ただし、S A G A 2 0 2 4 国民スポーツ大会神埼市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が必要と認めた場合は、この限りでない。
- (2) 市税（神埼市が賦課徴収するものに限る。）、法人税（個人の場合は所得税）並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及び同条第6号に掲げる暴力団員並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

3 衛生管理体制

- (1) 選考時点において、過去3年間に食中毒発生等により食品衛生法に基づく営業停止等の処分を受けていないこと。
- (2) 食品衛生法等に基づき、H A C C P に沿った衛生管理に取り組む等、施設の管理運営及び整備が食品衛生法に基づき適正になされている施設であること。
- (3) 検査食として、原材料及び調理済み食品ごとに50g程度をビニール袋等清潔な容器に密封し、マイナス20℃以下で2週間以上保存できること。
- (4) 調理従事者全員に対し、大会の開催日前1カ月以内に検便検査の実施が可能であること。（検査項目：赤痢菌、サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌及びノロウイルス（推奨））
- (5) 食品賠償保険に加入している、又は大会開催期間中加入できること。

4 調製能力・対応能力

- (1) 原則として、1回100食以上の提供が可能であること。
- (2) 第三者に委託することなく、弁当の調製が可能であること。
- (3) 前日の午後6時までの発注で、当日午前10時50分までの納入が可能であること。

- (4) 単価に応じた調製が可能であること。
- (5) メニューの日替わりが可能であること。
- (6) 実行委員会が弁当の食材や献立内容を指定した場合は、その調製の対応が可能であること。
- (7) 実行委員会が指定する容器及び包装紙等での提供が可能であること。
- (8) 実行委員会が指定する日時、場所への搬入及び容器回収が可能であること。
- (9) 冷蔵車など適切な温度管理(10℃以下)できる車両等による衛生的な配達が可能であること。
- (10) 弁当付属品として、お茶、割りばし、爪楊枝、お手拭き及び持ち運び用の袋の準備が可能であること。
- (11) 弁当容器に、食品表示関係法令に合致した項目その他実行委員会が指定する表示が可能であること。
- (12) 事前に献立、サンプル(試食弁当)、写真等の提供が可能であること。また、献立について、実行委員会から指示があった場合に改善することが可能であること。

5 その他

- (1) その他弁当調製に係る実行委員会からの指示(依頼)事項に関しては、その都度、弁当調製施設と実行委員会が協議のうえ、その対応を決定する。
- (2) 競技別リハーサル大会における弁当調製施設選考についても、必要に応じて、この基準を準用する。

附則

この基準は、令和5年2月16日から施行する。

SAGA2024 神崎市医療救護対策要領

1 趣旨

この要領は、「SAGA2024 神崎市医療救護対策要項」に基づき、本市で開催される第78回国民スポーツ大会「SAGA2024」における医療救護の実施について、必要な事項を定める。

2 実施方法

SAGA2024 国民スポーツ大会神崎市実行委員会(以下「市実行委員会」という。)は、SAGA2024 実行委員会(以下「県実行委員会」という。)と相互に連携調整を図るとともに、医療機関、消防本部、その他関係機関等の協力を得て医療救護対策を実施する。

3 競技会場における医療救護

(1) 救護所の設置

- ア 競技会場に救護所を設置し、必要に応じて医師、看護師、保健師及び係員等(以下「救護係員等」という。)を配置する。
- イ 救護所は、救護活動及び競技に支障のないよう、適切な場所に設置する。
- ウ 救護所の設置期間は、原則として競技会の開催日とする。
- エ 救護所内部は、衛生管理に十分留意するとともに、外部から見えないよう配慮する。
- オ 救護所の開設時間は、原則として競技開始30分前から競技終了時までとする。ただし、競技会の進行状況等に応じて、変更できるものとする。

(2) 救護所における業務

- ア 傷病者が発生した場合は、必要に応じて応急処置を行うとともに、「処置記録兼診療依頼書(様式第1号)」に所定の事項を記載する。
- イ 傷病者を医療機関に搬送する必要がある場合は、直ちに救急自動車等の出動を要請する。この場合、必ずチーム関係者等が同行することとし、医療機関を受診する傷病者へ所定の事項を記載した「処置記録兼診療依頼書(様式第1号)」の写し及び搬送先医療機関に記載してもらう「搬送先医療機関診療結果報告書(様式第2号)」を交付する。医療機関に搬送しない場合は、最寄りの医療機関を紹介するなど、適切な措置を講じる。

(3) 医薬品等の配備

- ア 救護所に医薬品、医療器具、AED等必要な物品を配備する。

イ ドーピング禁止物質を含有する医薬品は配備しない。

4 練習会場における医療救護

練習会場に、必要に応じて、医薬品（ドーピング禁止物質を含有しないものに限る。）等を配備するとともに、係員等を配置する。

5 宿舎における医療救護

(1) 宿舎の責任者は、傷病者が発生した場合、必要に応じて、救急自動車等の出動要請や最寄りの医療機関を紹介するとともに、市実行委員会に報告する。また、医療機関受診の際には、チーム関係者等を必ず同行させる。

(2) チーム関係者等は、傷病者が医療機関に搬送された場合、市実行委員会に下記の事項を報告（夜間の場合は翌日）する。

ア 傷病者の住所、氏名、性別、年齢及び連絡先

イ 競技名、参加区分、競技種別及び宿舎名

ウ 事故（傷病）の発生時間、発生場所、傷病内容、発生原因、処置内容、使用医薬品及び現在の状況

エ 搬送した医療機関及び搬送方法

オ 付添者の氏名及び連絡先

6 関係機関への協力要請

市実行委員会は、医療機関及び消防本部に対し、傷病者の受け入れ等医療救護対策への協力を要請する。

7 医療費の負担

(1) 競技会場及び練習会場における応急処置にかかる経費は、市実行委員会が負担する。

(2) 傷病者が医療機関等を受診した場合における医療費については、傷病者本人が負担する。

8 事務処理

救護係員等は、当日の業務終了後、速やかに下記の書類を市実行委員会に提出する。

また、市実行委員会は、救護係員等から提出のあった「取扱傷病者一覧表（様式第4号）」については、全競技終了後、競技会場ごとにとりまとめ、県実行

委員会へ報告する。

- (1) 処置記録兼診療依頼書（様式第1号）
- (2) 搬送先医療機関診療結果報告書（様式第2号）
- (3) 救護日誌（様式第3号）
- (4) 取扱傷病者一覧表（様式第4号）

9 その他

- (1) 医療救護関係者は下記のこと留意する。
 - ア 傷病者の状況を記録し、関係者からの問い合わせに支障のないように努める。
 - イ 傷病者のプライバシーの保護に努める。
- (2) この要領に定めるもののほか、医療救護に関して必要な事項は、別に定める。
- (3) 競技別リハーサル大会における医療救護対策についても、必要に応じて、この要領に準用する。

附則

この要領は、令和5年2月16日から施行する。

処置記録兼診療依頼書

取扱救護所		発行番号	No.
発症場所	式典中・競技中・観戦中・移動中 その他 ()	発行日時	令和 年 月 日
			午前・午後 時 分頃
傷病者情報	ふりがな 氏名	参加区分	選手・監督・役員・観客 その他 ()
	生年月日 他	M・T・S・H・R 男・女 年 月 日生 歳	競技/会場 競技名 () 会場名 ()
	住 所	都道府県名 ()	宿舍の名称
	連絡先	(TEL - -)	付添者 (TEL - -)
保険証所持の有無	有 ・ 無		
応急手当の内容	1 傷病内容 胃腸障害、感冒、貧血、頭痛、熱中症、疲労、眼症、耳症、打撲、捻挫、骨折、脱臼、筋腱断裂、挫創、切創、裂創、歯牙の外傷、その他 ()		
	2 受傷部位 ()		
	3 発症(事故)原因 ()		
	4 現病歴 ()		
	5 既往歴 ()		
	6 処置内容(処置時間: 時 分) ()		
	7 使用医薬品 ()		
	8 備考 ()		
	9 搬送 (有 ・ 無) 救護所医師等氏名		

移送先医療機関 担当医 様

SAGA2024国民スポーツ大会において発症した上記の者に対する診療をお願いいたします。

令和 年 月 日

SAGA2024国民スポーツ大会神崎市実行委員会
会 長

本書を医療機関へ送付すること並びに搬送先医療機関からSAGA2024国民スポーツ大会神崎市実行委員会に返送することについては、個人情報の保護に万全を期すとともに国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の統計資料及び保健所等が行う感染症や食中毒等の調査に利用すること以外には使用しないことを条件に承諾します。

同意欄 (署名)

搬送先医療機関診療結果報告書

【救護所で記載】

取扱救護所	診療依頼書発行番号
-------	-----------

宛 先 : SAGA2024国民スポーツ大会神崎市実行委員会事務局

医療救護担当者あて F A X 番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

下記診療内容欄等に記入後、この用紙を、SAGA2024国民スポーツ大会神崎市実行委員会事務局まで当日中にFAXでご送付いただきますようお願いいたします。

診 療 内 容	1 傷病名	
	2 治療内容・使用医薬品	
	3 その他	
診療医師名		
発 信 者 名	医療機関名	担当者 (所属)
	住所	(氏名)
	TEL	FAX

※ ご不明な点等ございましたら、下記までご連絡ください。

TEL 0952-37-1331

SAGA2024国民スポーツ大会神崎市実行委員会事務局

救 護 日 誌

年月日	年 月 日 ()	記入者名		
競技名		会場名		
救護所開設時間	時 分から 時 分まで			
従事者 従事時間	医師		時 分から	時 分まで
			時 分から	時 分まで
	看護師 保健師		時 分から	時 分まで
			時 分から	時 分まで
			時 分から	時 分まで
			時 分から	時 分まで
	その他		時 分から	時 分まで
			時 分から	時 分まで
区 分	取扱患者数	医療機関搬送者数		
選 手	人	人		
監 督	人	人		
役 員	人	人		
観 客	人	人		
その他	人	人		
合 計	人	人		
傷 病 者		内 容		
診療依頼書発券番号	氏名	搬送の 有無	搬送機関	傷病
		有・無		
		有・無		
		有・無		
		有・無		
		有・無		
		有・無		
		有・無		

取扱傷病者一覧表

競技名

会場名

月 日 ()

救護所・救護班

区分	取扱傷病者数						医療機関搬送者の数						
	選手	監督	役員	観客	その他	計	選手	監督	役員	観客	その他	計	
胃腸障害													
感冒													
貧血													
頭痛													
熱中症													
疲労													
眼症													
耳症													
打撲													
捻挫													
骨折													
脱臼													
筋腱断裂													
(挫・切・裂)創													
歯牙の外傷													
その他													
合計													

S A G A 2 0 2 4 神崎市防疫対策要領

1 趣旨

この要領は、「S A G A 2 0 2 4 神崎市防疫対策要項」に基づき、本市で開催される第78回国民スポーツ大会「S A G A 2 0 2 4」における防疫対策の実施について、必要な事項を定める。

2 実施方法

S A G A 2 0 2 4 国民スポーツ大会神崎市実行委員会は、S A G A 2 0 2 4 実行委員会（以下「県実行委員会」という。）と相互に連携調整を図るとともに、関係機関等と連携し、防疫対策を実施する。

3 実施内容

(1) 感染症に関する意識の普及及び啓発

感染症の発生・拡大を防止するため、選手・監督、役員、視察員、報道員並びに一般観覧者等（以下「大会参加者等」という。）に対し、感染症に関する意識の普及及び啓発を行うなどして、意識の向上に努める。

- ア 県実行委員会が作成した啓発媒体の配布・掲示
- イ ホームページ等を活用した啓発活動
- ウ 各イベント等を活用した啓発活動

(2) 衛生備品等の配備

大会期間中における感染症の予防及びまん延を防止するため、競技会場等に必要に応じて衛生備品、体温計、消毒液等を配備する。

(3) 感染症患者発生時の措置

大会参加者等に感染症患者（疑似症患者、無症状病原体保有者を含む。）が発生した場合には、感染症法等に基づく措置を講じるとともに、必要に応じて保健所の指導・助言を求め、感染のまん延防止に努める。

(4) 緊急連絡体制の整備

大会期間中における感染症の発生及びまん延を防止するため、関係機関等との緊急連絡体制を整備する。

(5) 新型コロナウイルス感染症防止対策

大会の開催にあたっては、県実行委員会が定める感染症防止に関する方針等を遵守するものとする。

4 その他

- (1) この要領に定めるもののほか、必要な防疫対策の実施に関して必要な事項は別に定める。
- (2) 本市で開催する競技別リハーサル大会における防疫対策についても、必要に応じて、この要領を準用する。

附則

この要領は、令和5年2月16日から施行する。

SAGA2024 神崎市食品衛生対策要領

1 趣旨

この要領は、「SAGA2024 神崎市食品衛生対策要項」に基づき、本市で開催される第78回国民スポーツ大会「SAGA2024」における食品衛生対策について、必要な事項を定める。

2 実施方法

SAGA2024 国民スポーツ大会神崎市実行委員会(以下「市実行委員会」という。)は、SAGA2024 実行委員会(以下「県実行委員会」という。)と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等と連携し、食品衛生対策を実施する。

3 実施内容

(1) 食品衛生に対する意識向上の広報

ア 広報の内容

- ① 手洗いの励行のほか、食品の調理・保存等の基本的な食品衛生対策
- ② 大会期間中に流行する可能性が高い食中毒の予防対策等

イ 広報媒体

保健所等と連携し、次の媒体により広報活動を実施する。

- ① 県実行委員会が作成した啓発媒体の配布・掲示
- ② ホームページ等を活用した広報
- ③ 各種講習会及びイベント等を活用した広報

(2) 食品関係営業施設等の監視・指導

食品関係営業施設等を対象とした監視・指導の実施について、保健所に依頼するとともに、必要な協力を行う。

(3) 食品関係営業施設等の健康管理

食品関係営業施設等に対し、食品に直接接触する従事者の検便検査や健康状態の確認を行うよう指導する。

ア 検便検査は、概ね大会開催前1か月の間に受け、赤痢菌、サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌等(以下「病原体」という。)の感染の有無を確認する。

イ 検査の結果、病原体に感染している場合は、検便で陰性を確認するまでは、食品に直接接触する作業に従事しない。

ウ 従事者の健康状態の確認は、毎日作業前に行う。

(4) 食中毒発生時の対応

ア 食中毒の発生又はその疑いに関する情報を入手したときは、直ちに保健所に通報するとともに、保健所の食中毒調査に協力する。

イ 市実行委員会及び保健所は、食中毒はもとより、飲食に起因する可能性のある健康被害の発生又はその疑いに関する情報があったときは、緊密に連携・対応するとともに、当該情報を公開するときは、関係者間において事前に情報共有を図る。

ウ 保健所の協力を得て、大会期間中における食中毒発生時などに緊急時連絡体制を整備する。

4 その他

(1) この要領に定めるもののほか、食品衛生対策の実施に関して必要な事項は別に定める。

(2) 競技別リハーサル大会における食品衛生対策についても、必要に応じて、この要領を準用する。

附則

この要領は、令和5年2月16日から施行する。

SAGA2024 神崎市環境衛生対策要領

1 趣旨

この要領は、「SAGA2024 神崎市環境衛生対策要項」に基づき、本市で開催される第78回国民スポーツ大会「SAGA2024」における環境衛生対策について、必要な事項を定める。

2 実施方法

SAGA2024 国民スポーツ大会神崎市実行委員会は、SAGA2024 実行委員会（佐賀県）と相互に連携調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て、環境衛生対策を実施する。

3 実施内容

(1) 競技会場の環境美化

- ア 競技会場における清掃体制を整備し、環境美化に努める。
- イ 競技会場の廃棄物は、分別収集により適切に処理するなど、資源物のリサイクルに努める。
- ウ 競技会場には、必要に応じて、資源物の分別ができるごみ分別容器等を設置する。
- エ 一般観覧者については、ごみの持ち帰りを推進する。
- オ 競技会場（指定喫煙場所を除く）では喫煙をしないよう働きかける。
- カ ホームページ、看板等を活用し、競技会場におけるごみの減量化・資源化・環境美化の意識向上に努める。
- キ 練習会場における環境美化についても、必要に応じて、本規定を準用する。

(2) 会場周辺の環境美化

- ア 会場周辺の道路、駐車場等について、関係機関、団体等による清掃の協力を得るなどして環境美化に努める。
- イ 会場周辺の道路、駐車場及びその他屋外の公共の場所では喫煙をしないよう働きかける。

(3) 宿舎の衛生対策

宿舎（広域配宿を含む。）の管理者に対し、宿泊者が快適に過ごせるようにするため、宿舎及びその周辺の環境衛生に努めるよう働きかける。

4 その他

- (1) この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における環境衛生対策についても、必要に応じて、この要領を準用する。

附則

この要領は、令和5年2月16日から施行する。

SAGA2024 神崎市輸送・交通業務実施要項

1 趣旨

この要項は、「SAGA2024 神崎市輸送・交通基本計画」に基づき、本市で開催される第78回国民スポーツ大会「SAGA2024」における輸送交通業務の実施について必要な事項を定める。

2 実施方法

SAGA2024 国民スポーツ大会神崎市実行委員会(以下「市実行委員会」という。)は、SAGA2024 実行委員会(以下「県実行委員会」という。)と相互に連携を図るとともに、関係機関等の協力を得て、輸送交通業務を実施する。

3 輸送・交通業務の一般的事項

(1) 輸送対象者

- ア 選手・監督
- イ 競技役員、競技補助員
- ウ 競技会役員、競技会係員、競技会補助員
- エ 視察員、報道関係者
- オ 一般観覧者
- カ その他市実行委員会が必要と認めた者

(2) 輸送・交通業務の実施期間

輸送交通業務を実施する期間は、原則として公式練習日を含む各競技会の会期中とする。ただし、特別な事情から必要と認められる場合は、この限りでない。

(3) 輸送の範囲

- ア 輸送業務の範囲は、競技会場、練習会場、宿舎及びその他大会諸行事に直接関係する会場等の相互間とする。
- イ 車両を借上げて行う計画輸送は、原則として近距離(概ね2km未満をいう。)は行わない。ただし、競技の特性や地域の交通事情等を勘案し、必要と認められる場合は、この限りでない。

4 輸送業務

(1) 輸送力の確保

ア 借上バス等の確保

計画輸送のため、バス・タクシー等の車両の借上げが必要と認められる場合は、必要な車両確保に努める。

イ 臨時バスの運行等

臨時バスの運行、バス路線の変更及び停留所の臨時設置等が必要と認められる場合は、関係機関等に対し要請するとともに、必要な措置を講じる。

ウ 予備車両の確保

緊急時に備えるため、大会期間中における若干の予備車両の確保に努める。

(2) 会場地輸送

ア 輸送計画の策定

競技会場、練習会場、宿泊施設間等の輸送について、各競技及び輸送対象者別の輸送計画を策定する。

イ 集合地の指定

計画輸送を行う場合は、輸送の効率化を図るため、必要に応じて、指定集合地を設定する。

ウ 輸送経路の設定

計画輸送を行う場合の経路は、参加人員、時間帯等を考慮して設定する。

エ 誘導案内

必要に応じて主要な駅等に案内所を設置し、競技会場等への誘導案内を行う。

オ 同一競技が2市町以上の会場地で行われる場合の輸送

同一競技が2市町以上の会場地で行われる場合の輸送は、必要に応じて、関係市町会場地実行委員会と調整を行うものとする。

カ 一般観覧者の輸送

一般観覧者の輸送については、必要に応じて、シャトルバスの運行等を行う。

キ 輸送係員の配置

競技会場、練習会場、集合地、シャトルバス発着所等の乗降所には、必要に応じて、輸送係員を配置する。

(3) 全国輸送との連携

ア 指定下車駅等の設置

全国から訪れる選手・監督、役員、視察員及びその他関係者（以下「大会関係者」という。）の下車駅等は、県実行委員会と協議のうえ、宿泊地の

最寄りの駅等から1か所以上を設置する。

イ 指定下車駅等からの輸送

指定下車駅等と宿泊施設の相互間の輸送については、原則として公共交通機関等を利用した自主移動とする。ただし、指定下車駅等と宿泊施設間の距離、公共交通機関状況等を勘案し、必要な場合については、計画バス輸送等による送迎を行う。

5 交通業務

(1) 駐車場対策

ア 駐車場等の確保

道路交通事情及び大会関係者や一般観覧者等の車両台数を勘案し、競技会場及び練習会場等の周辺に、必要に応じて、大会関係者用の指定駐車場及び一般観覧者用の臨時駐車場等を確保する。

イ 駐車場整理員の配置

駐車場等には整理員を配置し、安全を確保するとともに円滑な車両誘導等を実施する。

ウ 駐車許可証の交付

大会関係者が利用する指定駐車場の円滑な管理運営を図るため、必要に応じて駐車許可証を交付する。

(2) 交通安全対策

競技会場及び練習会場等の周辺における安全かつ円滑な輸送を行うため、案内誘導看板等を設置するとともに、ホームページ等の広報媒体の活用により、混雑緩和等と呼びかける。

6 その他

(1) この要項に定めるもののほか、輸送・交通業務に関して必要な事項は、別に定める。

(2) 競技別リハーサル大会における輸送・交通対策についても、必要に応じて、この要項を準用する。

附則

この要項は、令和5年2月15日から施行する。

SAGA2024 神崎市消防防災・警備業務実施要項

1 趣旨

この要項は、「SAGA2024 神崎市消防防災・警備基本計画」に基づき、第78回国民スポーツ大会「SAGA2024」（以下「大会」という。）における消防防災及び警備業務に関して必要な事項を定める。

2 実施方針

SAGA2024 国民スポーツ大会神崎市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、関係機関及び団体等の協力を得て、消防防災及び警備業務を実施し、大会の円滑な運営を図るものとする。

3 実施区域

実施区域は、競技会場、練習会場、駐車場、沿道（以下「競技会場等」という。）その他必要とされる場所とする。

4 大会開催前の業務

(1) 消防防災業務

- ア 消防防災体制（救急・救助を含む）の確立
- イ 実地踏査の実施（消防用設備、避難経路等の点検及び防火安全対策の推進）
- ウ 防火防災意識の啓発
- エ 関係機関及び団体等との連絡協力体制の確立
- オ その他必要な消防防災業務

(2) 警備業務

- ア 警備体制の確立
- イ 実地踏査の実施
- ウ 施設・構造物の安全対策の推進
- エ 関係機関及び団体等との連絡協力体制の確立
- オ その他必要な警備業務

5 大会開催期間中の業務

(1) 消防防災業務

ア 体制

競技会場内に消防防災業務に従事する係員を配置する。

イ 業務内容

- ① 火災の警戒及び初期消火活動
- ② 救急・救助
- ③ 火災その他災害発生時における避難経路の確保及び避難誘導
- ④ 火災その他災害情報の収集、伝達
- ⑤ その他必要な消防防災業務

(2) 警備業務

ア 体制

競技会場内に警備業務に従事する係員を配置する。

イ 業務内容

- ① 競技会場等の必要と認める箇所での交通誘導警備
- ② 選手・監督、役員、一般観覧者等の案内・誘導
- ③ 入退場者の管理
- ④ 競技会場等及びその周辺における犯罪の予防
- ⑤ 雑踏事故等防止の対応
- ⑥ その他必要な警備業務

6 大規模災害・突発重大事案に係る対応

大規模災害・突発重大事案が発生又は発生のおそれがある場合、関係機関及び団体等と緊密な連携を図りながら、迅速かつ的確な初動措置を執るとともに、事態の態様、規模等を勘案し、必要に応じて地域防災計画等に基づき、その体制に移行又は連携協力する。

7 広域配宿に係る消防防災・警備業務

広域配宿に係る消防防災・警備業務については、佐賀県と連携を図り、当該配宿先を所管する関係機関及び団体等と協議し、必要な対策を推進する。

8 行幸啓・お成りの消防防災・警備業務

行幸啓・お成りに係る消防防災・警備業務は、関係機関と協議のうえ、別に

定める。

9 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、消防防災・警備業務に関して必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における消防防災・警備対策についても、必要に応じて、この要項を準用する。

附則

この要項は、令和5年2月15日から施行する。